治療用装具代金の支給申請手続きについて

社会保険

今回処方されました装具は**病院の会計とは別**になっております。
健康保険の適用となりますが装具代金は一時全額立替払いとなり、下記**①～④**をご用意して各健康保険窓口へ提出することにより還付を受けることができます。

種類　・協会けんぽ　・組合健康保険　・共済組合保険
・国民健康保険組合

手続き窓口　勤務先の**健康保険係**

手続きに必要なもの　**①療養費支給申請書**　各健康保険係から取寄せてください
②装具装着証明書(装具診断書)　病院より発行されます
③領収書　お振込の場合はご入金後に郵送いたします
④装具取扱説明書コピー（既製品の場合）

還付額　７割　（組合の規定によります）

各健康保険係から**療養費支給申請書**を取寄せていただき、必要事項をご記入後に、**装具装着証明書(装具診断書)**と**領収書**を添えて申請してください。

装具装着証明書と**領収書**は基本的に**原本**を提出いたしますので、複数の手続きが必要な場合は**コピー**を保存してください。

その他、医療費受給者証（乳幼児・子供・障害・難病など）をお持ちの方は、**装具装着証明書(装具診断書)、領収書、保険証、印鑑、金融機関の口座番号**をご用意して、各医療費受給の係に手続きしてください。

領収書の再発行は出来ませんので紛失しない様にご注意ください。
ご不明な点がございましたら弊社までご連絡ください。

（株）ワンアップブレース
〒181-0015　三鷹市大沢 6-7-18
TEL　：0422-30-1204
E-mail：oneupbrace@gmail.com